

春日部市長 岩谷 一弘 印



公 示 送 達 書

次の者に係る 差押調書（謄本） の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2第1項及び市税条例第18条の規定により公示送達します。なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

氏 名	通 知 書 番 号	備 考
池上 有通	春収発第1192-1号	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		